



2024年8月9日

各 位

会 社 名 株式会社メルコホールディングス  
代 表 者 名 代表取締役社長 牧 寛 之  
(コード番号：6676)  
問 合 せ 先 社 長 室 長 富 谷 英 人  
電 話 03-4213-1122

## 子会社株式の現物配当（株式分配型スピンオフ）に係る 分配資産割合（確定見込値）に関するお知らせ

当社は、2024年5月13日開催の取締役会において、当社子会社であるシマダヤ株式会社（以下「シマダヤ」という。）の当社が保有する全株式を、現物配当（金銭以外の財産による配当）により当社株主に分配すること（以下「本スピンオフ」という。）を、2024年6月26日開催の第38期定時株主総会（以下「本定時株主総会」という。）に付議することを決定し、本定時株主総会において本スピンオフに係る議案の承認がなされておりますが、本スピンオフに係る分配資産割合（株式分配に係る法人税法施行令第23条第1項第3号及び所得税法施行令第61条第2項第3号に規定する割合）が下記の通り確定する見込みとなりましたので、お知らせいたします。

なお、分配資産割合の最終的な確定時期は本スピンオフの効力発生時となりますが、現時点で特段の変動が見込まれないことから、確定見込値として公表するものです。本スピンオフの分配基準日である2024年9月30日時点の当社株主様への法人税法施行令第119条の8の2第2項及び所得税法施行令第113条の2第4項に基づく分配資産割合の通知につきましては、2024年10月末頃を目処に発送させていただく見込みとなります。

### 記

#### 1. 分配資産割合について

分配資産割合（確定見込値）：「0.275」

#### 2. 税務上の取扱いについて

##### （1）個人株主様の場合

本スピンオフ後における、個人株主の皆様が当社株式及びシマダヤ株式の税務上の各取得価額は、分配資産割合を用いた以下の算式で求められる価額となります（所得税法施行令第113条の2第1項、第2項）。

シマダヤ株式の1株当たりの取得価額（X）＝当社株式の1株当たりの調整前取得価額（Y）×分配資産割合（「0.275」）÷割当比率（「1」）

本スピンオフ後の当社株式の1株当たりの取得価額（Z）＝（Y）－（（Y）×分配資産割合（「0.275」））

《例》当社株式を1株当たり3,290円（2024年7月31日の東証スタンダード市場における当社普通株式の終値）で購入していた場合の調整後の取得価額

シマダヤ株式の1株当たりの取得価額＝3,290円×0.275÷1＝905円

本スピンオフ後の当社株式の1株当たりの取得価額＝3,290円－（3,290円×0.275）＝2,385円

※なお、取得価額の調整はあくまで税務上の取扱いであり、上記の税務上の取得価額がシマダヤ株式及び本スピンオフ後の当社株式のそれぞれの株式価値を意味するものではありません。

(2) 法人株主様の場合

本スピンオフ後における、法人株主の皆様のご当社の株式及びシマダヤ株式の税務上の各取得価額は、分配資産割合を用いた以下の算式で求められる価額となります（法人税法施行令第119条第1項第8号、同第119条の3第14号）。

シマダヤ株式の（税務上の）帳簿価額（P）＝当社株式の調整前（税務上の）帳簿価額（Q）×分配資産割合（「0.275」）

本スピンオフ後の当社株式の（税務上の）帳簿価額（R）＝（Q）－（P）

※これらの税務上の取扱いについては、株主の皆様が必要となる税務上の手続き等を網羅してご説明しているものではなく、また、本スピンオフに関して日本以外の国における税務上の取扱いをご説明しているものでもございません。具体的な税務上の手続き及び株主様における税務上の取扱いについては、株主様個々のご事情によって異なりますので、ご自身のご事情の下で、本スピンオフが税務上どのように取り扱われるかにつきましては、最寄りの税務署、税理士等にご確認いただきますよう、お願い申し上げます。

以 上